

ウイークリーコープご利用手数料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、ウイークリーコープ利用規程第6条第1項にもとづき、生活協同組合コープにいがた（以下当生協）のウイークリーコープご利用手数料について定めます。

(定義)

第2条 手数料は、ウイークリーコープご利用に関していただく基本手数料と、コープデリ宅配センターからの配達ごとにいただく配達手数料があります。

(手数料)

第3条 利用形態と、一緒に配達先でコープデリ宅配をご利用されている組合員数により、お一人あたり、次に掲げるとおりの手数料（消費税別）をいただきます。

利用形態	組合員数	基本手数料	配達手数料
個配	—	80円	120円
グループ 配達	3人以上	—	—
	2人	80円	—
	1人	80円	120円

(優遇措置)

第4条 当生協は、組合員のご利用金額による手数料の割引を実施します。配達先あたりの手数料課金対象商品の受注金額合計が「9,250円（消費税別）」以上の場合、基本手数料及び配達手数料を全額割引とします。

2. 次に掲げるくらし応援割引を実施します。

割引種別	基本手数料	配達手数料	備考
シルバー	80円	全額割引	65歳以上の単一世帯の方
ふれあい	80円	全額割引	ご家族に以下の方がいらっしゃる方 1. 障害者手帳をお持ちの方 2. 療育手帳をお持ちの方 3. 介護保険証に「要介護」の認定を受けておられる方 4. 特定疾患受給者証をお持ちの方
赤ちゃん	全額割引	全額割引	母子手帳交付から3歳未満のお子様がいいらっしゃる場合。登録から104週
子育て	80円	全額割引	3歳から小学校入学前のお子様がいいらっしゃる場合。登録から小学校入学を迎える年の3月末日まで
自然災害	全額割引	全額割引	自然災害で被災し、罹災証明書の交付を受け、交付日から1年以内の場合。登録から52週間

3. ご利用金額による手数料割引、および手数料ポイント還元の対象となる商品・サービスはインターネットサイト内で案内します。

(細則の変更案内)

第5条 この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、当生協の専務理事が行います。

(付則)

この細則は、2009年3月21日から施行します。

2009年3月21日 制定

2011年6月 1日 一部改定

2012年1月16日 一部改定

2012年6月14日 一部改定

2014年3月31日 一部改定

2016年6月20日 一部改定

2018年8月1日 一部改定、同年8月21日施行

2020年1月18日一部改定、同年3月21日施行